

津島市行政改革有識者会議の傍聴について

1 傍聴の受付

受付は先着順に行い、受付簿に住所、氏名及び年齢を記載してください。傍聴の定員は20名とし、定員になり次第受付を終了します。会場の都合により、定員を変更することがあります。

2 会議場に入ることができない方

次の方は会議場に入ることができません。

- (1) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (2) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している方
- (3) 酒気を帯びていると認められる方
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している方

3 傍聴に当たっての遵守事項

傍聴に当たっては、次のことを守ってください。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
- (4) 飲酒または喫煙をしないこと
- (5) 座長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議及びその進行の妨害となるような行為をしないこと

4 会議の非公開について

会議内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正な会議運営が阻害される場合には、会議の一部又は全部が非公開となり、退場していただくことがあります。

5 その他

- (1) 会議の傍聴については、座長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴にあたっての遵守事項に違反した場合には、退場していただきます。